第34回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成27年11月24日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館 3 階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 24名

	2番	関		憲	夫		3番	髙	浦	芳	_	4番	篠	原		覚
	5番	柳	井		進		6番	渡	邊	久	芝	7番	渡	邉	邦	男
	8番	積	田	雅	美		9番	佐久	2間	政	男	10番	多	田	總-	一郎
1	1番	Щ	下	和	彦	1	2番	宮	嶋	+	郎	13番	中	Ш	喜-	一郎
1	4番	板	倉		保	1	5番	佐久	人間	正	夫	16番	奥	野	政	義
1	7番	峯	下	健	次	1	9番	佐久	人間	保	夫	20番	地	引	正	和
2	1番	御	袁		豊	2	2番	葛	田	吉	弥	2 4番	渡	邉	喜	_
2	5番	笹	生		猛	2	6番	藤	藤井		光	27番	佐久間			清

5 欠席委員 2名

1番 山 口 忠 雄 18番 川 名 康 夫

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長在原副参事鈴木主幹高品副主査

開 会

平成27年11月24日午後3時00分 開会

○議長(中川喜一郎君) ただいまより第34回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席の委員のご報告を申し上げます。1番、山口忠雄委員、18番、川名康夫委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

24番、渡邉喜一委員、25番、笹生猛委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。

それでは、議案1ページをごらんください。議案第1号の1についてご説明申し上げます。本件は、 平成27年11月4日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は高齢となり後継者もなく、労働力不足から売却したいとのことです。譲り受け人においては、隣接地であり耕作に便利であることから申し出を受けたいとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字花和です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料3ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、狭隘地や湿田で農業機械が使用できない土地とのことです。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により、農地の集積に協力している土地とのことです。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。 農作業常時従事要件につきましては、世帯で770日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

隣接地であり、これまでどおり畑として里芋や落花生を作付するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番(渡邊久芝君) 渡邊です。

11月11日の日に代理人の の さんと現地を確認しました。現地は畑になっており里芋を栽培しておりました。また、譲り渡し人の さんは、 の老人ホームのほうに入居されており、高齢のため農業はできないということで、現在家のほうは次男の方がおりますけれども、次男の方も病院のほうに入退院を繰り返しておるというふうなお話でございました。また、譲り受け人の

さんは、隣接のため耕作上便利のために、お互いの話し合いで売買により決まりましたという説明でございました。

場所等については、花川の信号から平岡公民館のほうに向かって200メーターぐらい行ったところの左側の畑でございます。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、 平成27年11月5日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり後継者もなく、労働力不足から売却したいと

のことです。譲り受け人は、自宅から近く耕作に便利であることから申し出を受けたいとのことです。 総会資料4ページから5ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字打越前です。現地を確 認いたしましたところ、現地は田で耕うんされておりました。

総会資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、湿田で機械作業ができない土地や水利がなく日照不足のため耕作に不向きな土地とのことです。貸付地がありますが、現在はみずから耕作しており、今後契約解除するとのことです。

農機具については、耕運機、田植え機、トラクター、農用車を所有しており、刈り取り、乾燥、もみすり等は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で600日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

取得する田の周辺は水稲作地帯であり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番(渡邊久芝君) 6番、渡邊です。

11月11日の10時半に代理人の の さんと現地を確認しました。現地のほうは先ほど事務局が言ったとおり田んぼで、きれいに耕うんされておりました。また、譲り渡し人の さんは、高齢のため の老人ホームのほうに入居されており、家のほうは次男の方がいらっしゃいますけれども、病院のほうに入退院をされておるということでございました。

また、譲り受け人の さんの場合は、田んぼのほうは隣接しておるということで耕作上便利なために、お互いの話し合いの中で売買に決めましたという説明でございました。

場所は、上泉の花川信号から に向かって300メートルほど行ったところの左側の田んぼでございます。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。議案1ページをご らんください。本件は、平成27年10月30日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲り渡し人は高齢となり後継者もなく、労働力不足であることから売却 したいとのことです。譲り受け人においては、隣接地であり耕作に便利であることから申し出を受け たいとのことです。

総会資料 7 ページから10ページの位置図をごらんください。場所は、野里字西並塚は畑で、現地を確認いたしましたところ耕作されておりました。野里字東中溝は田で耕作されておりました。

総会資料11ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、周囲が山林で囲まれ日照不足の土地とのことです。

農機具については、所有する農地を耕作するのに必要な機械はそろっているものと思われます。 農作業常時従事要件につきましては、世帯で700日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

取得後は、田では水稲、畑では落花生を作付することのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番(渡邊久芝君) 6番、渡邊です。

田んぼのほうから説明します。11月11日11時に代理人の の さんと現地を確認しました。現地は田んぼで、きれいに耕うんされておりました。また、譲り渡し人の さんは高齢のため農業のほうはできないというふうなお話でございました。

なお、譲り受け人の さんのほうは、この田んぼは割田になっており、前から さんのほうから依頼を受けて耕作をしておるという説明でございました。

場所は、

から東に

の駐車場のすぐ左側の田んぼでございます。

皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の4についてご説明させていただきます。議案2ページから5ページ、そして総会資料12ページから19ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成27年11月5日付で提出がありました。

申請内容は、阿部在住の方が、農業者年金制度に基づき経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。

権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は20年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当 地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。議案6ページをごらんください。本件は、 平成27年10月27日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は、高齢となり後継者もいないことから贈与したいとのことです。 譲り受け人は、自作地に隣接しており耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料20ページから21ページの位置図をごらんください。場所は、下宮田字下ヒキリです。現地 を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料22ページに申請者の所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、従前より山林となっている土地や獣害により耕作できず管理している土地とのことです。

農機具等については、農用車、草刈り機を所有しており、草刈りや水の管理はみずから行い、田植 えから刈り取りまでの作業は委託しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で120日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

申請地は、自作地に隣接しており、周辺は水稲作地帯であり、取得後も水稲を栽培するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番(柳井 進君) 5番、柳井です。

川名委員が、譲り受け人の さんから説明を受けた内容について報告がありましたので、発表いたします。

現場は、山ゆり道路の交差点を 方面へ10メートルぐらいを右に入ったところです。田は

耕作されています。

譲渡人は、高齢、76歳だそうですが、高齢のため耕作ができないので、親戚の さん、甥っ子でございますけれども、親戚の さんに譲るとのことです。譲渡人本人は、申請地を耕作しておらず、 さんが、先ほど事務局から説明がありましたとおり水管理等はやっておりますが、その他は委託しているそうです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。議案第1号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。 よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1についてを議題といたしますが、議案第2号の1ないし議案第2号の5については、 関連がありますので一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。 在原君。

○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。

議案第2号の整理番号1ないし5についてご説明申し上げます。議案7ページ、8ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内外に在住する所有者から申請地を買い取り、農地6筆で合計9,963平方メートルの計画区域内に戸建て住宅33棟を建築し建て売り分譲する案件であり、土地の所在、権利関係は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年8月3日に申請書の提出がなされ、8月11日の運営委員会において継続審議となっておりましたが、総会審議前の8月17日に本申請以前の許可箇所の工事を進めることが必要であるとのことから、取り下げられた案件であります。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波中学校の東南側約600メートル、

の東側約300メートル、蔵波台6丁目との境の蔵波地先に位置し、住宅地と山林が 混在する第2種農地と判断されます。

当該地については、蔵波小学校、中学校に近く、通学路となる歩道つき道路も整備されており、また病院、商業施設のある市街地にも近接しており、良好な住環境から転用したいとのことです。

排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、地先排水路に放流し、雨水については、雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、オーバーフロー分を汚水雑排水と同じく地先水路に放流する計画であります。この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。また、隣接農地については、所有者に説明を行ったとのことでありました。

総会資料25ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、運営委員会の案件でありますので、運営委員会委員 長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(地引正和君) 20番、地引です。

議案第2号の整理番号1号ないし5号については、譲り受け人が譲り渡し人から売買により取得して、建て売り分譲住宅用地に転用しようとするものであります。

11月17日に運営委員会を開催して、現地の確認及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

なお、本件については、本年8月に同様の申請があり、運営委員会による審議を行ったものでありますが、申請者から既に許可を受けた分譲住宅の工事を優先したいとのことから取り下げられた案件であります。そのため今回の現地確認においては、譲り受け人及び代理人に出席いただき、これまで許可された2カ所の工事状況の確認を行いました。

初めに、平成26年4月に許可された神納字寒沢地先での29区画について、午後2時25分から実施したところ、20区画の完了確認と残りの部分の工事計画や各区画の広さなどの説明を受けました。

次に、平成24年10月に許可された蔵波字中六地先での16区画については、最後の1区画が基礎工事に着手した状況を確認しました。

審査会には、譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後4時から市役所会議室にて行い、事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人及び代理人からも説明を受けました。

各委員からの質問ですが、計画地において1メーター程度の盛り土が予定されているが、どこから購入するのか。住宅はが建築し販売するのか。また、工事完了時期はいつかとの質問に対して、盛り土する土は砂利採取計画の許可を受けた山砂を購入し、住宅はが建築する。完了については、平成29年12月末を予定しているとのことでした。

そのほか工期についてどのような計画なのか、以前の許可案件においては期日までの完了に至らなかったが、今回は期日までの完了が見込めるのか。その質問に対して、工事は埋め立てなどの造成から始まり、道路の建設、水道の引き込みと続いていき、約1年間を想定している。建て売り分譲については約2年間の計画であり、今回の申請については、期日までに完了するよう努力するとのことでした。

開発許可に関する質問については、行政との事前協議が整い、許可を受けているとのことでした。 譲り受け人及び代理人が退席後、運営委員会委員による採決の結果、賛成多数により議案第2号の 整理番号1号ないし5号については、許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の6についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 議案第2号の整理番号6についてご説明いたします。議案8ページをごらんください。本件は、木更津市在住の個人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、喫茶店としての店舗用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成27年11月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料26ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波中学校の東南側約600メートル、 の東側約300メートル、蔵波台6丁目との境の蔵波地先に位置し、住宅地に囲まれ、 農地との隣接のない第2種農地と判断されます。

本申請において、譲り受け人は、現在申請地の市道を挟んだ向かい側にて 及び の販

売を行っておりますが、需要客もふえ集客が見込めることから、近接する申請地において喫茶店を開業するため転用したいとのことです。

土地利用計画については、総会資料27ページのとおりであり、排水については、汚水雑排水は合併 浄化槽で処理後、市道側溝へ放流、また雨水については、敷地内において自然浸透により処理する計 画となっております。

総会資料28ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番(宮嶋十郎君) 12番、宮嶋です。

現地調査の説明をします。11月4日に調査依頼の電話がありまして、11月5日に笹生さんの母親のほうに電話しましたところ、子供たちは、子供たちは笹生猛さんの事ですが、今九州に旅行に行っていまして12日に帰宅する予定ですとのことで、その内容を猛さんに言って14日に現地調査をしたい。午後1時に私の家に来てくださいと、お母さんに連絡を入れてほしいとお願いしました。その後、代理人の 氏に、11月14日午後1時に現地にて説明を受けると連絡を入れました。現地調査の内容を説明します。

という や を販売しているお店が、店内にある喫茶室を移設して店内を改装したいとのことで、向かい側の空き地を駐車場を兼ねた喫茶店にしたいので譲ってほしいと地主のさんに話があった。 さんのお母さんの話ですが、 さんは今病気で入院中です。以前より病気で入退院を繰り返しているとのことです。この土地は5年前より耕作放棄された土地で、周囲は28ページの写真のように住宅開発されています。下の写真、2階建ての家が さんの家です。また、下の写真の道路が市道蔵波鎌倉街道線です。子供の話をします。現在八幡宿に住んでいて、サラリーマンです。農業はやりませんとのことです。その子は私の次男坊と同級生ですから37歳と思います。住宅に囲まれている土地ですから、農業をやめるのもやむを得ないと思われます。委員皆様のご同意お願いいたします。

- ○議長(中川喜一郎君) 調査に同行された笹生猛委員から補足説明があれば、お願いしたいのですが。
- ○25番(笹生 猛君) ありません。
- ○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。 討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の7についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。

議案第2号の整理番号7についてご説明いたします。議案8ページをごらんください。本件は、東京都の法人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地1筆337平方メートル、そのほか山林1万6,479平方メートルと合わせて合計1万6,816平方メートルを太陽光パネル設置用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年11月5日に申請書の提出がなされましたが、以前平成27年2月5日に申請があり地元地区等の同意が得られていなかったことなどから、平成27年5月13日に取り下げとなった案件であり、本申請に当たり地元地区及び水利組合からの同意が得られたことから、再申請となりました。

総会資料29ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校の北東約1,400メートルに位置し、南側は高低差により分断され、その他は山林に囲まれていることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料30ページのとおりであり、この計画により計画区域全体で960枚のパネルの設置が計画されています。今回の計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水についてはパネルの設置される事業部分においては自然浸透により処理し、のり面等の周辺からの排水については、南側に設置される排水路から市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料31ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長 に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(地引正和君) 20番、地引です。

議案第2号の整理番号7号につきましては、譲り受け人が譲り渡し人から売買により取得し、隣接する山林などとともに造成して、太陽光パネル設置用地にしようとするものであります。

11月17日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

なお、本件については、平成27年2月に同様の申請があり、本総会で継続審議となった案件であり、申請者から申請地の地元区などの同意が得られていなかったことなどから、5月13日付にて取り下げられた案件であります。

今回の運営委員会における現地確認については、譲り受け人及び代理人並びに担当地区委員である 御園豊委員にも出席いただき、午後3時15分から実施いたしました。

現地では、対象農地の確認をするとともに、現地における説明をいただきました。

初めに、代理人から、申請地である農地の位置や境界についての説明の後、各委員からの質問についての説明をいただきました。その主な内容についてご報告いたします。

土砂の流出防止に対する工事方法やU字溝はどのような形状で設置されるかの質問では、赤道のある一番低い部分から工事に着手し、段をつけて上げていく。のり面などは、市の指導に基づき工事を行う。また、のり面への芝生などの吹きつけは、転圧などを行った後の状態により検討する。

U字溝に関しては、太陽光パネルが設置される事業部分については、自然浸透にて対応し、のり面からの排水のみに対応する。設置位置は、赤道の脇に位置し、市道側溝に接続するとのことでした。

隣接者への説明はどのように行ったかの質問に対しては、隣接者個人のほかに川原井表場分区への説明を行ったが、分区の住民には事業内容が正確に伝わっていなかったことから、事業自体を詳しく説明した。その結果、災害時などの対応や協力など、条件つきでの理解が得られ、地元区が希望する形での対応を約束する確約書を提出したことから、地元区、周辺水利組合からの同意書をいただけたとのことでした。

工事の完了時期や同意書の条件にある水質検査はどのように行うかの質問に対しては、完了は平成28年3月31日の予定であること。水質検査については、検査項目など、市や水利組合に基準があれば、それに従い実施するとのことでした。また、運営委員会として、造成工事や排水関連において、地元区や下流域の方々の作業などに影響が出ないように注意をいたしました。

譲り受け人及び代理人が退席後、運営委員会委員による採決の結果、運営委員全員一致にて、議案 第2号の整理番号7号については、許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の7については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の8についてを議題といたしますが、議案第2号の8ないし議案第2号の11については、関連がありますので一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 議案第2号の整理番号8ないし11についてご説明申し上げます。議案8ページから10ページをごらんください。本件は、市内の農事組合法人が市内在住の所有者から農地を使用貸借によって借り受け、農業用施設用地としてもみ乾燥調整施設に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

なお、本件については、平成27年11月5日に提出がなされております。

総会資料32ページの位置図をごらんください。申請地は、JR久留里線東横田駅の東南側約1,100メートルに位置し、農地区分については農振農用地でありますが、転用申請部分の用途区分が、農地から農業用施設用地へ、平成27年5月26日付で変更されております。

土地利用計画については、総会資料33ページのとおりであり、もみ乾燥調整施設、もみ殻置き場及び事務室の設置が計画されております。

排水については、汚水については合併浄化槽により処理し、市の排水路に放流し、雨水については、 浸透ますにより抑制後、同じく市の排水路に放流いたします。

総会資料34ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、関憲夫委員。

○2番(関 憲夫君) 2番、関です。

最後の34ページの写真のように今現在はきれいに整備されておりました。それで、図面のほうなのですが、この図面の上が北側になっておりますので、左側の西側、ここに幹線道路の7メーター道路が今のところというか最初からの計画でありまして、この営農組合の施設用地をここにくっつけたということになっております。それで、この地図なのですが、既存の井戸というのがありまして、ここから下というか南側のこの変則的な十字路ぐらいのところまでが山林になっておりまして、今現在はきれいに刈り取られ整地されております。それで、この図面の建物から向こうの南側の変則的十字路のところまでの、これは工事用の進入路ということになっております。

それで、この建物の西側からずっと伸びていきます道路が通過しますので、この変則的十字路の右下の真っすぐ行っている農道は、これがなくなる計画です。あと、営農組合 6 人で 4 月10日に立ち上げたそうです。あと、6 人でここの農地を出し合って 4 反の営農施設用地をつくっていると。ここに育苗ハウスも予定しておりますけれども、今のところ資金不足で計画だけで、つくる予定が今のところできておりませんそうです。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

- ○議長(中川喜一郎君) 以上でございますが、調査に同行された佐久間保夫委員から補足の説明があればお願いしたいと思いますが。
- ○19番(佐久間保夫君) 19番、佐久間です。

あと、伺った中で、乾燥機60石が3台、40石が2台で操業の予定という話でございまして、完成が 来年の3月20日の予定だそうです。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第2号の8ないし議案第2号の11について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の8ないし議案第2号の11については許可相当と決定いたします。

報告事項

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。

報告第1号についてご報告いたします。議案11ページから15ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成27年10月1日から平成27年10月31日までで、19件です。 報告は以上でございます。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案16ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

専決処理期間は、平成27年10月1日から平成27年10月31日までで、1件です。 説明は以上です。

○議長(中川喜一郎君) 報告は以上でございます。

その他

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第4、その他に入ります。 委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 事務局のほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉会

○議長(中川喜一郎君) これをもちまして、第34回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。

午後3時51分 閉会